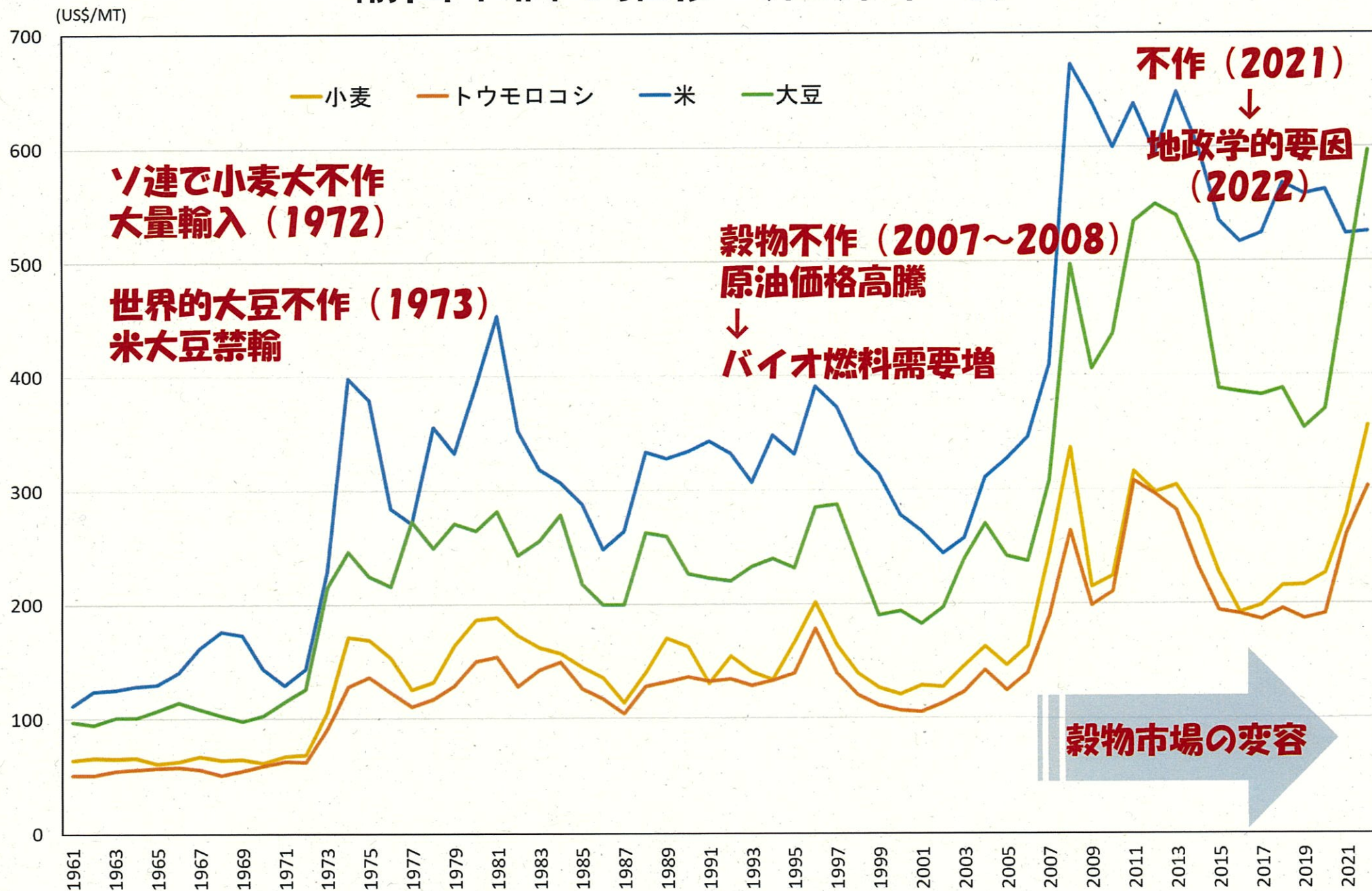
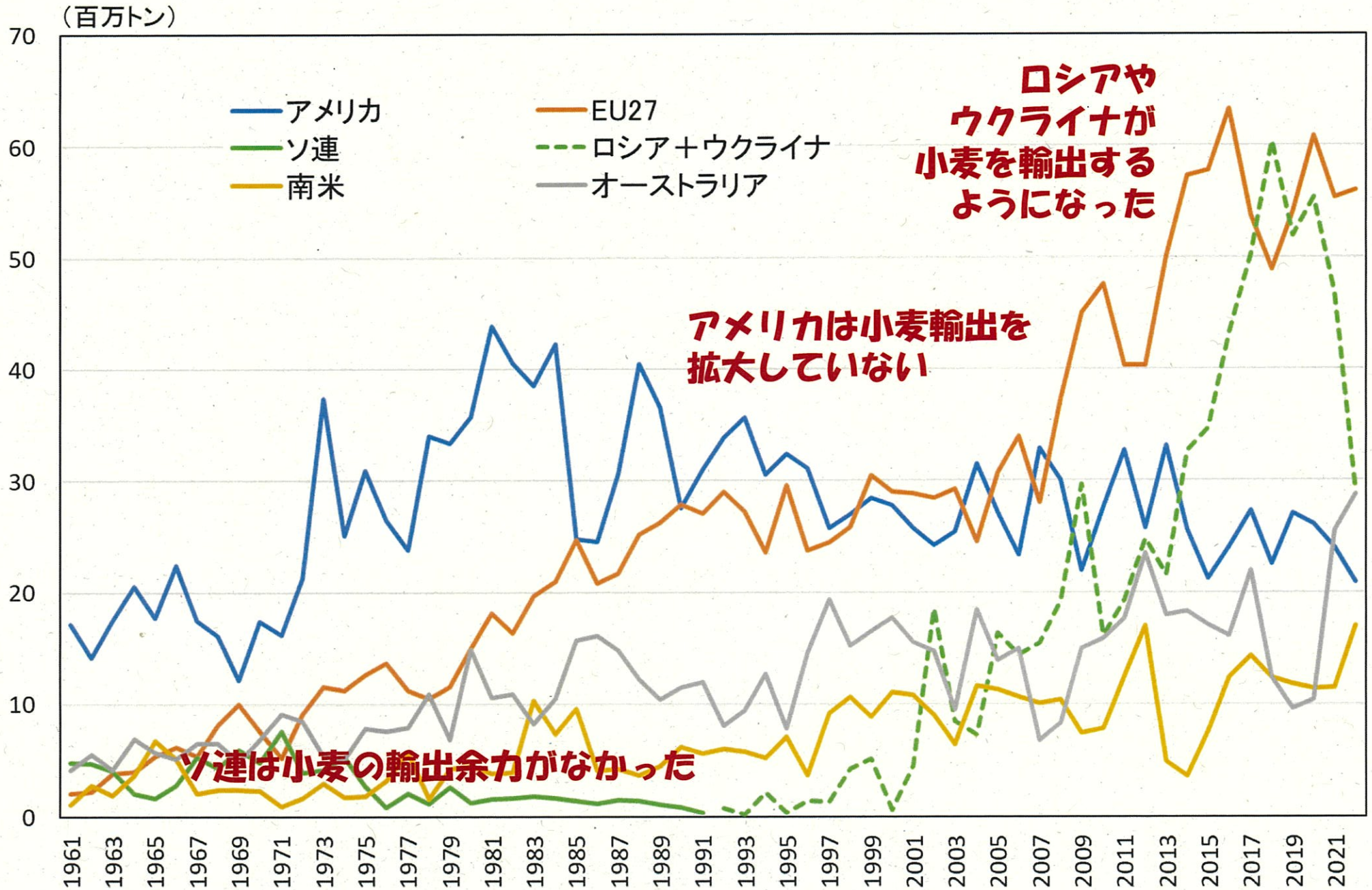


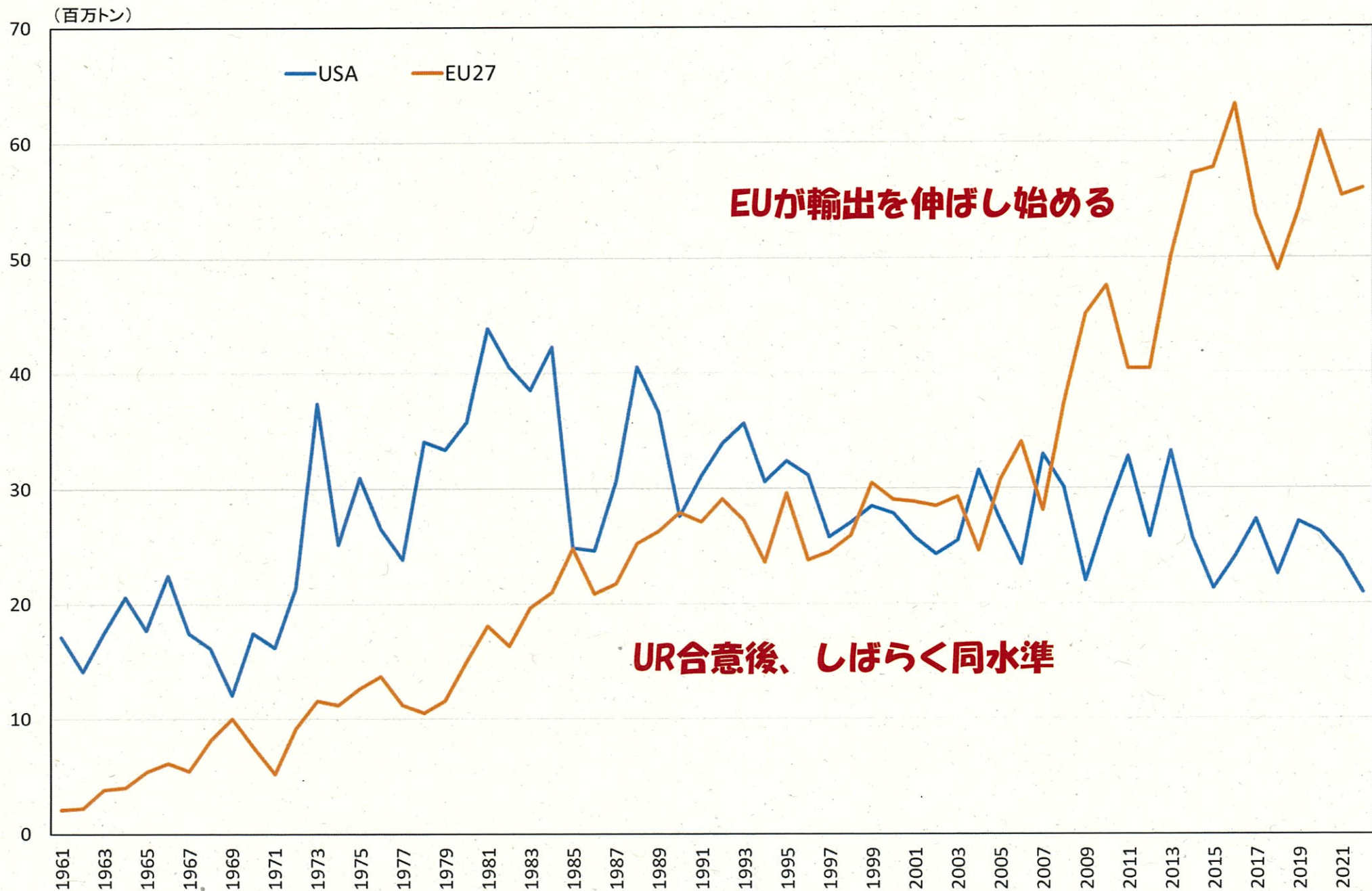
輸出単価の推移（世界平均）



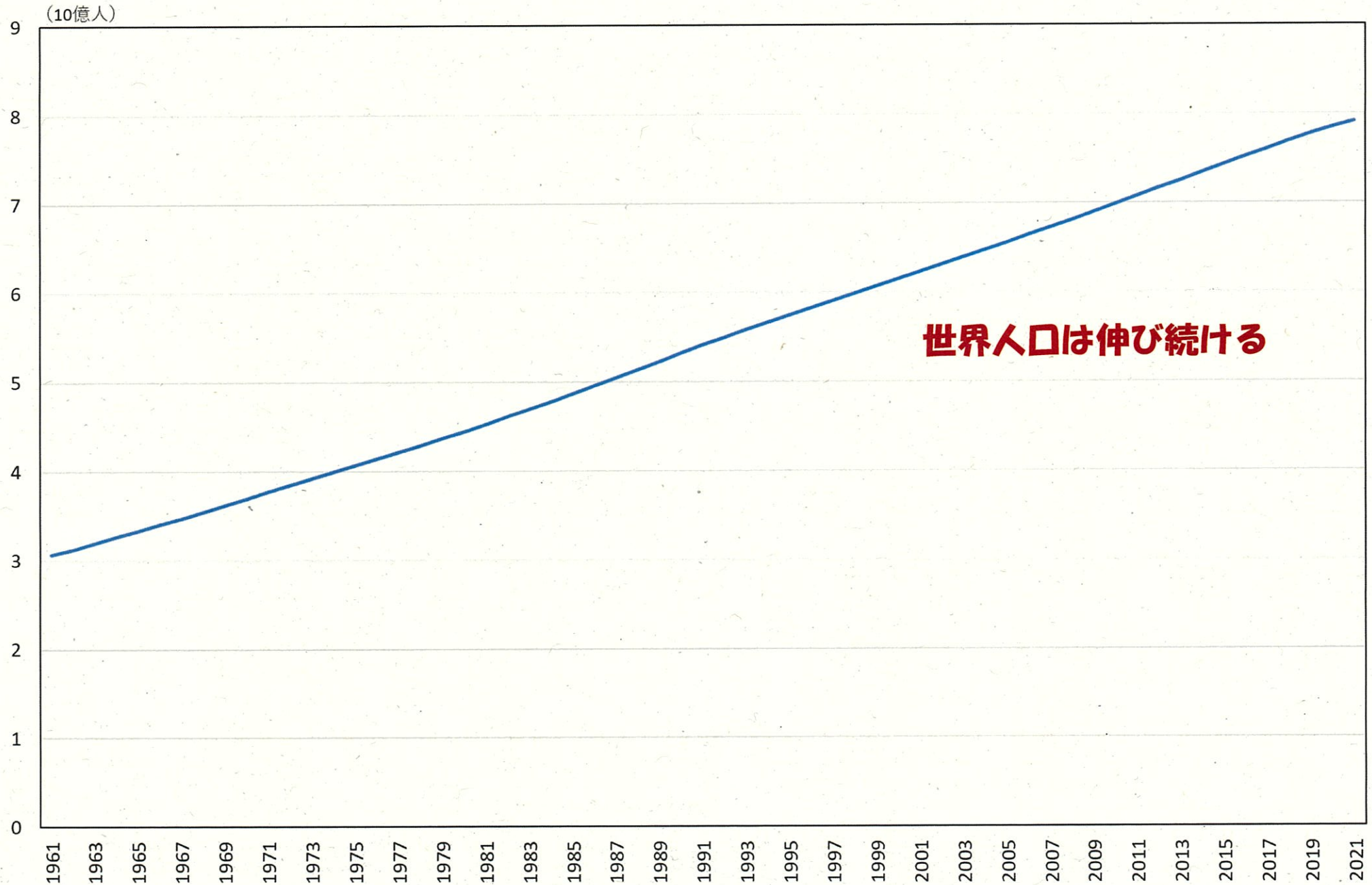
小麦輸出量の推移



小麦輸出の推移（アメリカとEU）

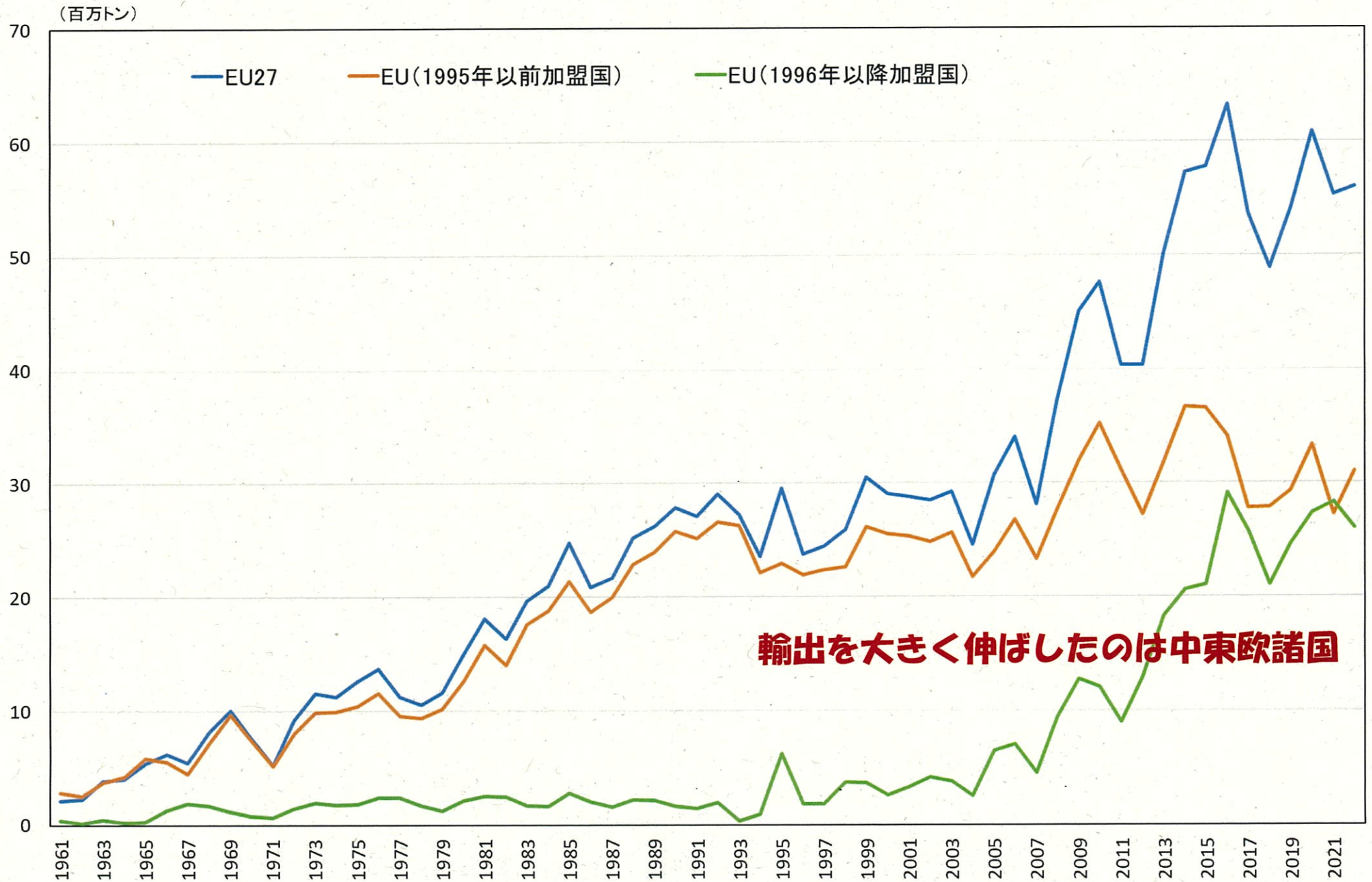


世界の人口



資料: FAOSTAT

小麦輸出の推移（EU）



資料:FAOSTAT

食料安全保障をめぐる課題

- 食料供給力の低下予想
 - 担い手不足
 - 投資不足:スマート農業実現の必要条件
- アクセス問題:所得格差、地域格差
- 輸入力の低下:購買力、国際市況
 - 麦(食用)、トウモロコシ(餌用)、大豆(油脂用、餌用)
 - 肥料、燃油
- 不測の事態に備える必要性の高まり
 - 国際市場の変容:地政学的変化も
 - 地球温暖化
- (振り返ってみると)1990年代はつかの間の安定期
 - 世界:冷戦終結、WTO協定締結
 - 日本:国際的地位の高さ → その後はデフレ継続、経済成長低迷
- 食料の安定供給をめぐる3つの懸念
 - 輸入が安定化機能を果たせるか
 - 輸入が不安定化の原因にならないか
 - 平常時と非常時の境界が曖昧になる

基本法 食料の安定供給の確保等

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

- 2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、**国内の農業生産**の増大を図ることを基本とし、これと**輸入及び備蓄**とを適切に組み合わせて行われなければならない。
- 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
- 4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

(農産物の輸出入に関する措置)

第十八条 国は、農産物につき、国内生産では需要を満たすことができないものの安定的な輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要なときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(不測時における食料安全保障)

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。